



外国人技能実習生 制度活用のご案内

アジアアグリ協同組合
九州支部



ASIA AGRI
KYUSHU

外国人技能実習生制度とは

受入れ企業の技術・技能等を技能実習生に習得させることにより

アジアの経済発展を担う『人材育成』に貢献することを目的とした国の制度です。

外国人技能実習制度は、日本の企業に若者を技能実習生として受入れ、実務を通じて技能・知識を体得し、以て自国の経済発展を担う人材育成を目的とした制度です。

一般的に受入れ可能職種に該当する企業様は、当組合を通じて技能実習生を受け入れることができます。

入国した技能実習生は、技能実習1号終了時に移行対象職種・作業について技能検定基礎級等に合格し、在留資格変更許可を受けると技能実習2号へ移行することができます。

また、移行対象職種について、所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格し、かつ監理団体及び実習実施者が一定の条件を充たし優良であることが認められれば技能実習3号へ移行することができます。(1ヵ月以上の一時帰国が必要)

外国人技能実習制度の特徴

1

1年から最長で5年間、日本国内で技能実習を行うことができます。

2

受入れ企業様の業種ごとにその職種の経験者が来日します。

3

技能実習生は来日前に事前講習、来日後に約1ヵ月の講習を受け、受入れ企業様へ配属となります。

4

18歳以上の真面目で技能習得に対する意識の高い人材のみを選抜いたします。

5

労働基準法が適用されるので、その範囲内で残業や休日出勤が可能です。



技能実習生制度を導入することで

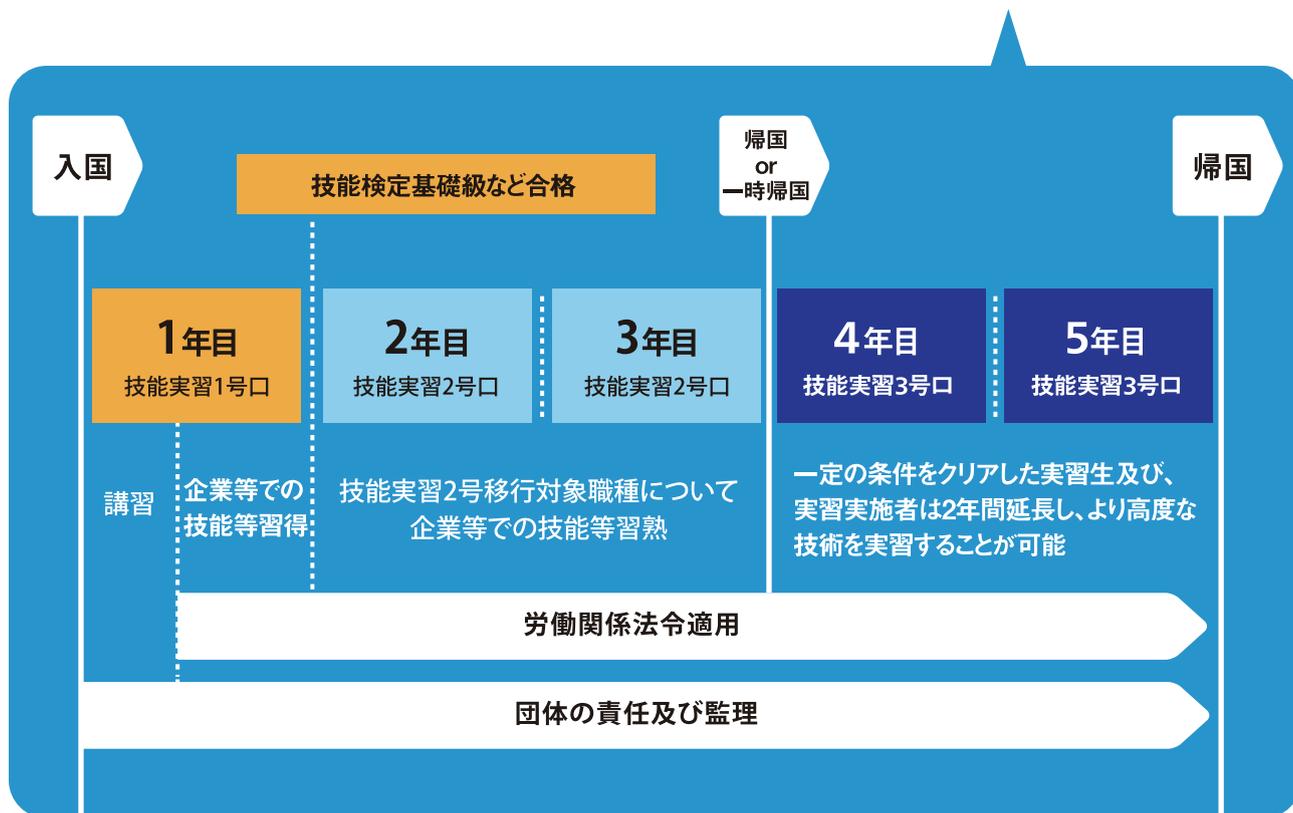
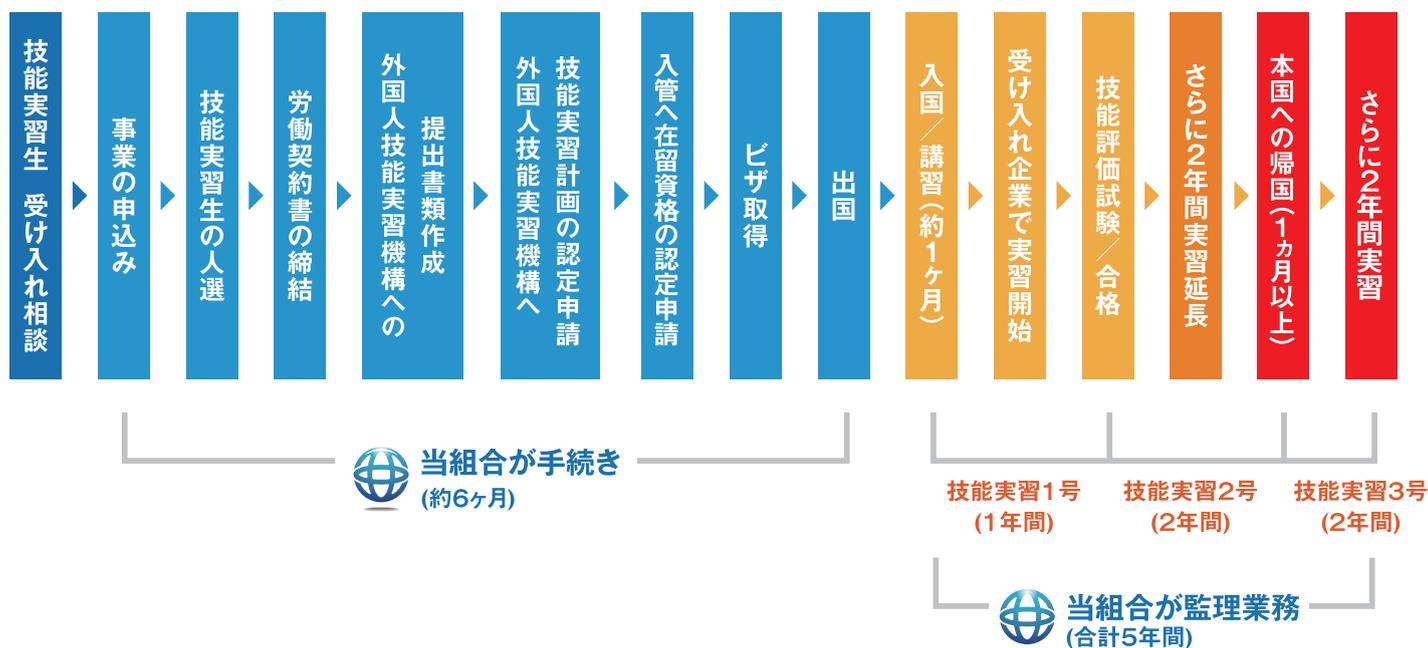
実習生、派遣企業のメリット

- 日本の高い技術を学ぶことができる
- 帰国後、海外展開の際に日本の企業とつながることができる
- 事業活動の改善、生産性を向上させることができる

受入れ企業のメリット

- 社内の活性化、社員のスキルアップ
- 経営のグローバル化のきっかけになる
- 生産性向上への貢献につながる
- 技能実習生を軸とした海外展開ができる

外国人技能実習生受入れの流れ



技能実習1号 (1年目)

知識の習得と雇用関係に基づく技能等の習得活動を行います。

技能実習2号 (2・3年目)

技能を習得したものが引き続き技能等に習熟するために雇用契約に基づいて業務に従事します。

技能実習3号 (4・5年目)

一定の条件をクリアした実習生及び、実習実施者は2年間延長し、より高度な技術を実習することが可能

受入れ可能人数、受入れシミュレーション

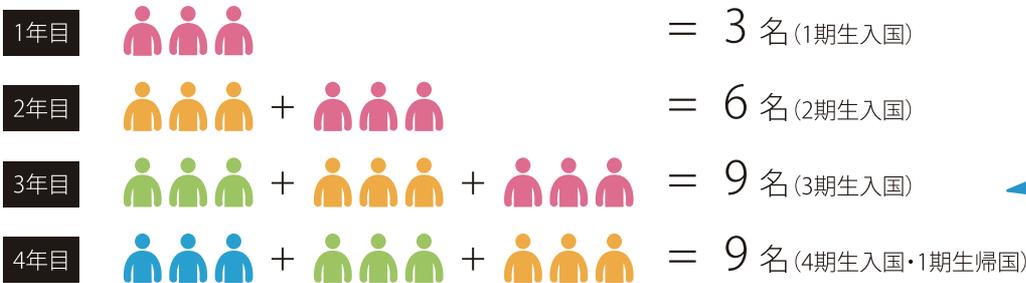
人数枠というのは、1年間で受け入れることができる技能実習生の枠です。

例えば、当組合を通して受け入れる団体監理型にて技能実習生を受け入れる場合、従業員数が3~30人までの企業様であれば、1年間で最大3人の技能実習生を受け入れることができます。

受入れ企業の常勤職員数	技能実習生の受入れ人数枠
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201~300人	15人
101~200人	10人
51~100人	6人
41~50人	5人
31~40人	4人
30人以下	3人

※介護職種は別途規定あり

【例】常勤職員数30人以下の企業様が、毎年外国人実習生を受け入れた場合の人数



3年目以降は
9名が在籍

当組合を通して受け入れが可能な国

ベトナム社会主義共和国／タイ王国／フィリピン共和国

ネパール連邦民主共和国／中華人民共和国／インドネシア共和国／ミャンマー連邦共和国

ベトナム社会主義共和国

Vietnam



- 総人口／9,170万人
- 主要産業／第一次産業
- GDP／1,901ドル/人

ベトナム戦争の戦後世代(1975年～)の人口が国民の6割を占めるため日本に比べて非常に若い国であり、その若いチカラが同国の近年の経済発展の原動力となっています。



技能実習生を通して 日本とアジアの国際・文化交流の 懸け橋になることを目指しております

開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために先進国の進んだ技能・技術・知識を習得させようとするニーズがあります。我が国では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、産業上の技能等を習得してもらう「外国人技能実習制度」という仕組みがあります。この制度は、技能実習生へ技能等の移転を図りその国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。当組合では、特にアジアにおいての人材交流に力を入れており本事業を通して日本とアジアの国際・文化交流の懸け橋になることを目指しております。

About us

名称	アジアアグリ協同組合
設立	2003年6月19日
所属団体	東京都中小企業団体中央会
許可省庁	関東経済産業局・東京都・関東地方整備局
監理団体の許可	一般監理事業
ホームページ	http://asia-agri.or.jp
問い合わせ	TEL: 03-6453-0930 FAX: 03-6453-0931 E-MAIL info@asia-agri.or.jp
所在地	〒105-0003 東京都港区西新橋3-23-5 御成門郵船ビル6F

当組合が外国人技能実習生事業を実施する地域

北海道地方	北海道
東北地方	青森県／岩手県／宮城県／秋田県／山形県／福島県
関東地方	茨城県／栃木県／群馬県／埼玉県／千葉県／東京都／神奈川県
中部地方	新潟県／富山県／石川県／福井県／山梨県／長野県／岐阜県／静岡県／愛知県
近畿地方	三重県／滋賀県／京都府／大阪府／兵庫県／奈良県／和歌山県
九州地方	福岡県／佐賀県／長崎県／熊本県／大分県／宮崎県／鹿児島県

当組合が外国人技能実習生事業を実施する職種

農業関係／建設関係／食品製造関係／機械金属関係
【その他】 家具製作／印刷／プラスチック成型／強化プラスチック成型／塗装／溶接／工業包装／紙器・段ボール箱製造 陶磁器工業製品製造／自動車整備／介護職／ビルクリーニング

当組合を通して受け入れが可能な国

ベトナム社会主義共和国／タイ王国／フィリピン共和国 ネパール連邦民主共和国／中華人民共和国／インドネシア共和国／ミャンマー連邦共和国

当組合の実績



九州支部の実績





ASIA AGRI

KYUSHU

アジアアグリ協同組合 九州支部

〒890-0046

鹿児島県鹿児島市西田2丁目2-18

TEL.099-295-6059 FAX.099-295-6002

info@asia-agri.org

🔍 アジアアグリ協同組合

検索

<https://asia-agri.org>

